


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市電話予約による住民票の写し等交付事務取扱規程の一部を改正する訓令について		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、住民票の写し等へ個人番号を記載することに関し、東大和市電話予約による住民票の写し等交付事務取扱規程の一部を改正するものである。併せて、外国人住民に関する事項及び住民票コードを記載することに関して、現状の電話予約の手続きと整合性のあるものに整えるものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条第5号エ中「本籍の記載の有無」を「戸籍の表示又は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項の記載の有無」に改める。 ・第5条第5号に「オ 個人番号の記載の有無」を新たに加える。 ・第5条第5号に「カ 住民票コードの記載の有無」を新たに加える。 ・第5条第2項として、個人番号又は住民票コードが記載された住民票の写し等に利用用途の制限があることを通知する旨を新たに加える。 <p>(2) 施行日 平成27年10月5日</p> <p>(3) 効果及び影響 特になし</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。